

# 焼津市農業委員会 4 月総会議事録

## 1 日時

令和8年4月20日（月）午後4時00分 ～ 午後4時45分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室1B

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	15	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	16	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	10	松村 輝夫	○	17	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	11	村松 正二	○	18	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	12	村松 章	○	19	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	13	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	14	吉田 とり	○			

## 4 事務局出席者

局長 鈴木 肇 主幹 望月 誉之 主査 荻野 将憲 事務員 及川 優輝

## 5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
第3号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について  
第4号 農地の利用目的変更届出について  
第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について  
第6号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について  
第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について  
第4号 農地法第5条の規定による許可について  
第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について  
第6号 令和8年度 最適化活動の目標の設定等について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員19名中、ただ今の出席委員は、19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	ただ今から令和8年4月総会を開会します。 初めに、本日の議事録署名人を指名します。

	<p>1 番、有谷歳幸 委員、1 1 番、村松正二 委員兩名にお願いいたします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 6 号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【報告第 1 号から報告第 6 号までを朗読】</b></p>
議長	<p>質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 6 号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 6 号までは、承認することに決定しました。</p>
	<p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の番号 1 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第 1 号、番号 1 を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は、大井川中島河川防災ステーションより北へ約 200m に位置している農振地域内の除外地の農地です。</p> <p>譲渡人は、市外に住んでおり、農地を相続し、隣地農家住宅の売却も決めています。今後、耕作する予定はありません。</p> <p>譲受人は市内に居住していますが、隣地宅地を購入、4 月末に転居してくる予定です。宅地北側に位置する農地を所有し、耕作したく、譲渡人と間に売買の合意が得られたため、申請に及んだものがあります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況はありませんが、家庭菜園として耕作するには支障が無く、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 1 1 番	<p>4 月 3 日に現地調査に行きました。</p> <p>一部畑のようになっている場所がありますが、申請地の上に土を持ってくるといことで影響もなく、水も自宅のほうから持ってくるので問題ないと思います。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号1は許可することに決定しました。</p>
	<p>続いて番号2を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号2を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、JA大井川静浜支店より南に200～300mに位置しております農業振興区域内の農用地です。</p> <p>贈与人は市外に住んでおり、耕作管理については難しく、受贈人に耕作を頼んでいます。受贈人は、以前から申請地にて水稻を栽培していました。</p> <p>今般、贈与人と所有権移転の合意が得られたため、申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 16番	<p>事務局の説明通りでこれは贈与の案件になります。</p> <p>現地調査の結果、何年も〇〇さんが耕作しており、所有者が変わるだけで今後も耕作が行われることになると思われますので許可相当としました。〇〇さんは農機具保有状況も全く問題ありませんのでそちらも許可相当であると思われます。</p> <p>皆様方、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号2を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号2は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて番号3を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号3を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、上泉の配水場から南に100～200m及び上新田は、県立清流館高校から南に200mに位置している農業振興区域内農用</p>

	<p>地です。</p> <p>贈与人、受贈人ともに市外に居住、耕作管理については一緒に行っていますが、主には息子である受贈人が行っています。</p> <p>受贈人は、贈与人と以前から耕作を行っており、他の耕作地でも主に畑作をしていました。今般、贈与人から所有権を譲り受ける合意が得られたため、申請に及んだものであります。</p> <p>受贈人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 3番	<p>こちらは母から息子への生前贈与の案件になります。</p> <p>4月3日に現地確認を行ったところ、3か所の農地はきれいに管理されており問題はありませんでした。イチジクなどの果物の管理できるのか気になったため先日に地区審査会にて聞き取り確認を行いました。その結果、事務局からの説明の通り、母と息子がこちらを守っていけると確信が持て問題ないと判断しました。</p> <p>皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号3を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号3は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号番号1を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は、駿河西病院より東へ約400mほどに位置している、農業振興区域内の農地です。</p> <p>令和7年10月に農業用倉庫敷地での農地法4条許可済地です。</p> <p>農作業における農業用倉庫を2棟建てる計画でしたが、1棟へ変更する申請です。転用面積に変更はありません。</p> <p>今回の計画変更申請を承認するにあたり、周囲の農地に与える影響も少なく、申請者は良好に耕作を行っていると確認出来ました。</p> <p>許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>なお、変更申請が遅れ、現在農業用倉庫は既に1棟設置されていることについて、始末書の提出がなされています。</p> <p>計画変更申請として、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足</p>

	説明をお願いします。
地区委員 25番	<p>4月4日に大富地区全員で現地調査に行きました。</p> <p>事務局の説明の通り、〇〇さんは出身が国外ですが現在は結婚してこちらで生活しております。この事案の南東側で菊を栽培しており「まんさいかん」で販売しております。以前東側の畑を駐車場として貸したり、資材置き場を置いたりして委員会から指導を受けております。また、この事案の土地は、将来田植え機を購入して水稲を作るために購入した土地ですが、半年も経たない間に無許可で畑にするため埋め立ててしまい、こちらでも委員会から指導を受けております。今回もまだ申請許可がないうちに建物を設置しました。あまりにも身勝手な振る舞いにより一度撤去する意見も出ましたが、地区審査では始末書及び誓約書の提出で許可相当と考えました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号1及び議案第4号農地法第5条の規定による許可について」番号2が 関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号番号1、第4号番号2を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、JAおおいがわ育苗センターから南へ約500mに位置している、昭和47年10月に住宅敷地の農地法5条許可済地です。</p> <p>周囲は既に宅地化されています。</p> <p>譲渡人は県外に居住し、長く申請地を所有していましたが、住宅を建築する転用計画が無く、現在に至っています。</p> <p>譲受人は、隣地で自動車関係の経営をされている方です。法人は申請地が無ければ、敷地が狭く操業に影響するため、長く借地していました。</p> <p>譲渡人からの売買の申し出があり、合意が成立したため申請に及びました。申請地の周囲は北側が宅地、東側が宅地、南側が道路、西側が道路です。</p> <p>駐車場として引き続き利用、周辺は宅地化され、他の農地へ影響がないと判断できることから、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>計画変更申請と併せてご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

<p>地区委員 4番</p>	<p>4月10日に地区担当委員で現地調査に行きました。 事務局の説明の通りで、周辺は宅地と道路のみで農地はなく、影響はないと考えられますので許可相当と判断いたしました。 皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第3号の番号1及び 議案第4号の番号2を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号2及び議案第4号農地法第5条の規定による許可について」番号3が 関連する議案でありますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第3号番号2、第4号番号3を朗読後、説明】 申請地は、大井川庁舎から北西へ約300mほどに位置している、平成5年10月に玩具店舗敷地での農地法5条許可済地です。 当初転用計画者である、〇〇氏が、借地、造成しましたが、玩具店を建築する計画が無くなり、現在に至っています。 譲渡人は市外に居住しており、相続で申請地を取得、管理して現在に至っています。 譲受人である承継者は、相川に居住していますが、今般、隣地宅地を取得、居宅を建築する計画です。 現在、犬を4頭飼育しており、ドッグランに利用する敷地を探していたところ、隣地を取得したく、申請に及びました。なお、隣地宅地はドッグランを設置する余地がなく、ドッグランは営業用ではなく自己飼育犬以外では、飼育仲間と共同で利用する計画のようです。 また現在申請地は借地され、別権利者が利用していますが、農地法申請についての同意を得ています。 申請地の周囲は北側が道路及び宅地、東側、南側、西側は農用地の田です。 申請地に排水計画はなく、周辺は既存の擁壁が存在します。現況と大きな利用変更はなく、排水施設も無いことから周囲への影響がないと判断し、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 計画変更申請と併せてご審議のほど、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

<p>地区委員 16番</p>	<p>事務局の説明の通りです。 地区員の現地調査の結果、こちらの土地は平成5年に農地から変えられており、今更農地に戻すことはできないという事情があり再5条であることからやむを得ず許可相当としました。 皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第3号の番号2及び 議案第4号の番号3を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可について」の番号1を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第4号、番号1を朗読後、説明】 申請地は、県道焼津岡部線、高草川に架かる新坂本橋より西に約200mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、申請地東側にある、老人ホームの事業所従業員駐車場として借り受け、転用したい申請であります。 賃借人は、隣地で福祉事業を行い、従業員も多く雇用しますが、現在借地している駐車場が、昨今の豪雨による道路や敷地の冠水にみまわれ、安全な駐車場の確保に困窮していました。 賃借人は、申請地の耕作は行わず、管理のみしていたところ、賃借人から、駐車場として借り受けたく申し出があり、賃貸契約の合意が得られ、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側は宅地、東側は道路、南側は賃借人が借りている雑種地、西側は水路であります。 審査したところ、本案件は第3種農地であり、一般基準をみたとせば許可となります。 また、賃借者からは現在安全な駐車場所に困窮しており、現借地契約は解除すること、今回の転用面積、駐車台数が適正であり、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えました。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
<p>地区委員 10番</p>	<p>4月4日に農業委員、推進委員全員で現地調査に行きました。 申請地は〇〇の横になります。しかし、その前の駐車場が〇〇を挟んで反対側の水路になり、そこが入り口となるため道路が冠水して帰宅等ができない状況になります。昨今大雨による数年に一度の</p>

	<p>冠水が毎年1, 2回となり駐車場としての利用が条件的に厳しいということになりました。申請地につきましては夏の農地パトロールで耕作放棄地として確認していた場所にもなります。それらから許可相当とさせていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号1は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第5号を説明】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号は原案のとおり、計画を策定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号を承認することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「令和8年度 最適化活動の目標の設定等について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第6号を朗読後、説明】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第6号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。以上をもちまして、令和8年4月総会を終了します。ご協力ありがとうございました。</p>